

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 3 月 8 日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和 5 年 12 月 26 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、
国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認
定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域創
業者人材確保支援事業」に 2 事業を追加する。
- (2) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域海
外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 1-3 別紙

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和6年3月8日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1)～(5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑯ 略

⑰ 株式会社めんたいベース企画（福岡市博多区、令和5年4月12日設立）

⑱ EduPorte 株式会社（福岡市東区、令和5年12月13日設立）

(7)～(17) 略

(18) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

① 北九州市全域【直ちに実施】

以下 略

新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略	1 略
2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略	2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略
(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】 ①～⑯ 略 <u>㉗ 株式会社めんたいバース企画（福岡市博多区、令和5年4月12日設立）</u> <u>㉘ EduPorte 株式会社（福岡市東区、令和5年12月13日設立）</u> (7)～(17) 略 <u>(18) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業</u> 内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例 (国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)	(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】 ①～⑯ 略 [加える。] [加える。] (7)～(17) 略 [加える。]

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

① 北九州市全域【直ちに実施】

以下 略

以下 略